

高等学校等就学支援金 意向確認書

学校名	
生徒氏名（自署）	
住所	

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知
☐	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の個人番号カードの写し等を提出いたします。	認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
☐	所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず4月中に提出してください。5月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。

記入例

令和 〇年 〇月 〇日

高等学校等就学支援金 意向確認

申請日を記入してください

学校名	茨城県立緑岡高等学校
生徒氏名（自署）	支援 太郎
住所	茨城県水戸市笠原町〇ー〇

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

どちらかに☑を入れてください。

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

確認項目		審査後の通知
☒	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の個人番号カードの写し等を提出いたします。	認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
☐	所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず4月中に提出してください。5月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。

年 月 日

殿

高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

(1) 高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」と言います。）申請の意向について

次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。

☐ ①臨時支援金を申請したいので、受給資格の認定を申請します。☐ ②臨時支援金を受ける意思がないので、受給資格の認定は申請しません。

※①にレ印を付けた場合は、(2)についても回答してください。

(2) 臨時支援金受給資格認定に係る同意事項（次の事項を確認の上、全ての□にレ印を付けてください。）

☐ 臨時支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係る情報を利用することに同意します。☐ 学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。☐ 臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを同意します。

以下の欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

ふりがな	
生徒氏名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校等の名称	

記入例

様式 1

令和〇 年 〇 月 〇 日

申請日を記入してください

茨城県立緑岡高等学校 殿

高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

☑を入れてください

(1) 高校生等臨時支援金（以下「臨時支援金」と言います。）申請の意向について
次の2つの☐のうち、いずれかの☐にレ印を付けてください。

- ☒ ①臨時支援金を申請したいので、受給資格の認定を申請します。
☐ ②臨時支援金を受ける意思がないので、受給資格の認定は申請しません。
※①にレ印を付けた場合は、(2)についても回答してください。

(2) 臨時支援金受給資格認定に係る同意事項（次の事項を確認の上、全ての☐にレ印を付けてください。）

- ☒ 臨時支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定や受給状況に係る情報を利用することに同意します。
☒ 学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。
☒ 臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを同意します。

以下の欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

ふりがな	し え ん た ろ う
生徒氏名	支援 太郎

生徒の生年月日	平成〇 年 12 月 14 日
生徒の住所	〒 310-△△△△ 茨城県 水戸市 笠原町〇一〇
保護者等の電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
保護者等の電子メールアドレス	〇〇〇〇@×××.jp
生徒が在学する学校等の名称	茨城県立緑岡高等学校

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	茨城県立緑岡高等学校	
	種類・課程・学科等	全日制	科
生徒	ログインID		
	ふりがな		
	氏名		
	学年・クラス・出席番号等		
保護者等	個人番号	保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄 《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。 個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。	
	氏名		
	生年月日		
	昭和 _____年____月____日 平成		
保護者等	個人番号	保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄 《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。 個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。	
	氏名		
	生年月日		
	昭和 _____年____月____日 平成		
備考			

注) ①個人番号カードの写し提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

茨城県立緑岡高等学校 殿

高等学校等就学支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 科

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 茨城県立緑岡高等学校	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 全日制 高等学校 科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	☐	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合		
②	☐	親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等</td> </tr> </table>	ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合			
イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等			
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）		
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	☐	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等</td> </tr> </table>	ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合			
イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等			
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等		

（２）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	☐	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	--

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年	月 日
☐ 生活扶助を受けている。		

氏名		生徒との続柄
(ふりがな)		
生年月日	年	月 日
☐ 生活扶助を受けている。		

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都 道 市 区	府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

都 道 市 区	府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用した申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。
- ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

記入例・表面

◆マイナンバー提出用◆

☑を入れてください。(新規で申請する場合はこちらを☑)

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。



受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。



収入状況届出書（2回目以降）

既

に

（注意！）確認の上、両方の口に✓印を必ず付けてください。

✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

保護者等の収入の状況

（印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）



この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。



この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	しえん	たろう
生徒の氏名	姓 支 援	名 太 郎

生徒の生年月日	平成 〇 年 12 月 14 日	住民票等に記載されている氏名を記入してください。
生徒の住所	〒 310-△△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町〇-〇	
保護者等の電話番号	090-XXXX-0000	日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
保護者等の電子メールアドレス	0000@XXX.jp	
生徒が在学する学校の名称	茨城県立〇〇高等学校 〇〇制 〇〇科	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	記入しないでください。	令和7年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 〇〇制〇〇科
	茨城県立〇〇高等学校			
②過去に別の高等学校等に在学していた	学校名	過去に在籍した学校がある場合は記入してください。	平成〇年4月1日 ～平成〇年3月31日 (うち支給停止期間等) 平成〇年6月1日 ～平成〇年9月30日	学校の種類・課程・学科 高等学校 △△制△△科
	△△県立△△高等学校	過去に支給停止期間等がある場合は記入してください。		

【2. 保護者等の収入の状況について】

記入例・裏面

申請又は届出時点に
個人番号が記載された
までのいずれかの□にレ

チェックボックスの該当箇所**に必ず**✓印を
入れてください。

ードの写し
いては次のとおりです。（次の①からの

(1) 次の保護者等の

①	☒	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う れかの□にレ印を付けてください)
	☐	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有している場合
	☐	イ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、 親権者が存在するものの、 家庭の事情 によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写 し等を添付できない場合 等
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人 (未成年後見人が複数選任されてい 財産に関する権限のみを行使すべき
		未成年後見人が選任されている場合は、その 人数を記入してください。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者 に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分(ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	☐	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けて いない場合
	☐	イ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しませんが、

⑦	☐	親権者 個人番号
		・2名分の個人番号カード(写)等(マイナンバー)を添付する場合は、2名とも記入してください。 ・この欄に記載した方の個人番号カード(写)等を「個人番号カード(写)等貼付台紙」に貼付

個人番号
す。その年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在)生活扶助を受け
ている場合は、下の□にレ印を付けてください。

氏名 (ふりがな) しえん いちろう	生徒との続柄
支援 一郎	父
生年月日	(西暦) 1974年 1月 1日
☐	生活扶助を受けている。

氏名 (ふりがな) しえん はなこ	生徒との続柄
支援 花子	母
生年月日	(西暦) 1975年 1月 1日
☐	生活扶助を受けている。

上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1
日現在)の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

茨城 都道 府県	水戸 市区 町村
☐	日本国内に住所を有していない場合

茨城 都道 府県	水戸 市区 町村
☐	日本国内に住所を有していない場合

※ 収入の修正申告や
除額の変更や離婚
ありますので、必ず

令和7年1月1日時点での住民登録地(課税地)を記入してください。
◆記載された市町村にマイナンバーで税額照会を実施します。

の調整
ることが

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒	就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学 校設置者に委任することを了承します。
-------------------------------------	--

確認の上、必ずチェック✓をいれてください。

日(学校において記入。)

年 月 日

茨城県立緑岡高等学校 殿

高等学校等就学支援金

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。)

- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年 月 日		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号			
保護者等の電子メールアドレス			
生徒が在学する学校の名称	茨城県立緑岡高等学校 全日制 科		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 茨城県立緑岡高等学校	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 科 全日制
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☐	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐	未成年後見人 ☐ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。 学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

（2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（2）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】（2）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 1 課税証明書等を添付する場合は、様式第1号（その1）に代えて、この書類を提出すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例・表面

◆課税証明書等提出用◆

☒を入れてください。（新規で申請する場合はこちらを☒）

令和 ☒ 年 ☐ 月 ☐ 日

高等学校等就学支援金

提出日を記入してください。

☒ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に収入状況届出書を提出している者等の収入の状況
（注意！）確認の上、**両方**の口に**✓**印を必ず付けてください。
✓記入漏れがあると、就学支援金を支給できない場合があります。

（この事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	しえん	たろう
生徒の氏名	姓 支 援	名 太 郎

生徒の生年月日	平成 ☒ 年 12 月 14 日	住民票等に記載されている氏名を記入してください。
生徒の住所	〒 310-△△△△ 茨城 都道府県 水戸 市区町村 笠原町〇-〇	
保護者等の電話番号	090-××××-0000	日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
保護者等の電子メールアドレス	0000@×××.jp	
生徒が在学する学校の名称	茨城県立〇〇高等学校 〇〇制 〇〇科	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	令和7年4月1日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校 〇〇制〇〇科
	茨城県立〇〇高等学校		
②過去に別の高等学校等に通学していた	学校名	平成〇年4月1日 ～平成〇年3月31日 (うち支給停止期間等) 平成〇年6月1日 ～平成〇年9月30日	学校の種類・課程・学科 高等学校 △△制△△科
	△△県立△△高等学校		
過去に支給停止期間等がある場合は記入してください。			

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☒ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) ☐ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点
(次の①から⑧までのレ印を)

チェックボックスの該当箇所に必ず✓印を入れてください。

書等については次のとおりです。

(2) - 1 次の保護者等

① ☒ 親権者(両親)2名分

生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合

親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(親権者が、一時的に親権を行う別
□にレ印を付けてください。)

家庭の事情とはDV、養育放棄、音信不通等を意味します。
その他の場合は学校までご相談ください。

②

☐ ア 親権者の1人が控除対象
や加算支給の区分に影響

☐ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

☐ ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③

未成年後見人 ☐ 名分

親権者が存在せず、未成年後見人
(未成年後見人が複数選任されてい
は財産に関する権限のみを行使すべ

未成年後見人が選任されている場合は、その
人数を記入してください。

人である場合又
きます。)

④

生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名

生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する
者に変更がない場合

⑤

主たる生計維持者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課
されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

☐ イ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課
されていない場合

☐ ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等

⑥

生徒本人

・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している
場合、
・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦

☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場
合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑧

☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住して
いない場合

・2名分の課税証明書を添付する場合は、2名とも記入してください。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑦又は⑧にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
支援 一郎	父	支援 花子	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除
額の変更や離婚、養育費の決定による保護者等の所得額の変更等により、課税所得額や調整控除額が変更となることがありま
すので、必ず学
確認の上、必ずチェック✓をいれてください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校
設置者に委任することを了承します。学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)